

宿泊事業者原油高騰等緊急支援事業実施要領

令和4年7月8日
令和4年10月11日(改訂)
宮崎県商工観光労働部
観光経済交流局観光推進課

1 事業の目的

県内の宿泊事業者の経営基盤の充実を図るため、宿泊事業者原油高騰等緊急支援事業を実施することとし、その実施については、この要領の定めるところによる。

2 定義

「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業者及び市町村が設置する宿泊施設または観光施設等を管理する者を除く。

3 事業の内容

別表に示す物品の購入や施設改修等を行う宿泊事業者に対し、補助金を交付する。

なお、購入等にあたっては、可能な限り県内事業者を活用するものとする。

4 事業の実施方法

交付申請等の事務手続については、別に定める「宿泊事業者原油高騰等緊急支援事業費補助金交付要綱」により行うものとする。

5 選定

(1) 選定件数

応募状況を踏まえ予算の範囲内で決定する。

(2) 選定方法

申請内容に関して総合的に評価を行った上で選定を行う。

なお、募集期間締切り後に、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

6 募集期間

令和4年10月11日(火) ～ 令和4年11月30日(月)

7 実地調査等

知事は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年7月8日から施行し、令和4年度の予算に係る宿泊事業者原油高騰等緊急支援事業から適用する。

附則

この要領は、令和4年8月31日から施行する。

附則

この要領は、令和4年10月11日から施行する。